

スタンダード市場における今後の対応

東京証券取引所 上場部

2026年2月18日



前回の議論と今後の進め方

前回（1/14）の議論

- 多様な企業を受け入れる市場というコンセプトは合理的だが、**企業価値向上を目指す、少数株主保護を果たすといったことは、上場会社として最低ラインのコミットメント**であり、そこはしっかりとやっていくべき。
- 現在の時価総額や売買代金を鑑みれば、スタンダード市場に注力しても、マーケット全体に与える効果としては限定的。まずは、**とにかく少数株主保護にフォーカスして、必要なクオリティコントロールを徹底していくことが重要**
- 少数株主保護の観点から、特に**流動性の担保が大事**。買いたい人、売りたい人がきちんと売買できる状態となるようモニタリングし、**流動性をあげるためにの施策にフォーカスしていくべき**
- **優良な企業も多い**市場であるが、投資家としては、銘柄発掘まで手が回らない実態もある。分かりやすく**類型化して見せていくことが必要**



- スタンダード市場は、多様な企業の受け入れを想定したベースとなるマーケット
- こうしたコンセプトは維持しつつも、不特定多数の投資家が参加する上場市場として、
 - **投資家保護の観点から問題のある企業行動については厳格に対処していくとともに、**
 - **株主・投資家の目線を踏まえて企業価値向上に取り組む必要性を認識してもらうための環境を整備していく**
- また、**積極的に企業価値向上に取り組む企業が、投資家から適切に評価されるように、見える化・サポートを継続していく**

INDEX

- 1. 投資家保護の観点から問題のある企業行動**
2. 企業価値向上に取り組む必要性を認識してもらうための環境整備
3. 積極的に企業価値向上へ取組む企業の見える化・サポート

1 – ① 上場適格性に懸念が生じる事業内容の大幅な変更等

- 近年、上場後に、上場適格性に懸念が生じるような事業内容の大幅な変更を行う事例が発生
※ 当初から変更後の事業内容等であった場合、新規上場審査（企業の継続性・収益性、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性など）に適合しなかった懸念

事業内容の大幅な変更の事例 (メンバー限り)

個別の事例は非公表

- 上場適格性に懸念が生じるような場合については、投資家保護を図るべきであるが、上場後に、企業価値向上を目指してM&Aや事業拡大・事業変更などを行っていくことは、当然のコーポレートアクションであることから、過度な規制とならないことが必要
- 現行制度では、事業内容の大幅な変更については、既存株主の承認機会を確保
※ 一方で、海外の取引所では、あらためて上場適格性を審査している事例も

論点

株主による承認
機会の確保

- 会社法上、定款上の事業目的の変更に際しては、**株主総会の特別決議が必要**（他社の吸收合併や事業の譲受け等を伴う場合は、当該行為についても特別決議が必要）
- 資金調達を伴う場合（25%以上の希薄化が生じる場合に限る）には、東証の企業行動規範上の手続きとして、**株主の承認**又は独立したものからの意見入手が必要 など

上場適格性の懸
念への対応

制度なし（市場評価に関する上場維持基準のみ）

※ ただし、**不適当合併**（上場会社が実質的存続性を喪失する吸收合併等）に該当する場合は、裏口上場の防止の観点から、新規上場に準じて審査（単独での事業内容の変更は対象外）

- 事業内容の大幅な変更について、過度な規制とならないよう十分留意しつつ、投資家保護を適切に図っていくための方策を検討

参考：海外取引所の対応

- 一部の海外取引所では、**上場後の事業内容の大幅な変更**について、株主の投資判断に大きな影響を与えるとともに、上場適格性が失われる懸念があるとして、**株主による承認や上場適格性の再審査を求めることができる制度**を設けている

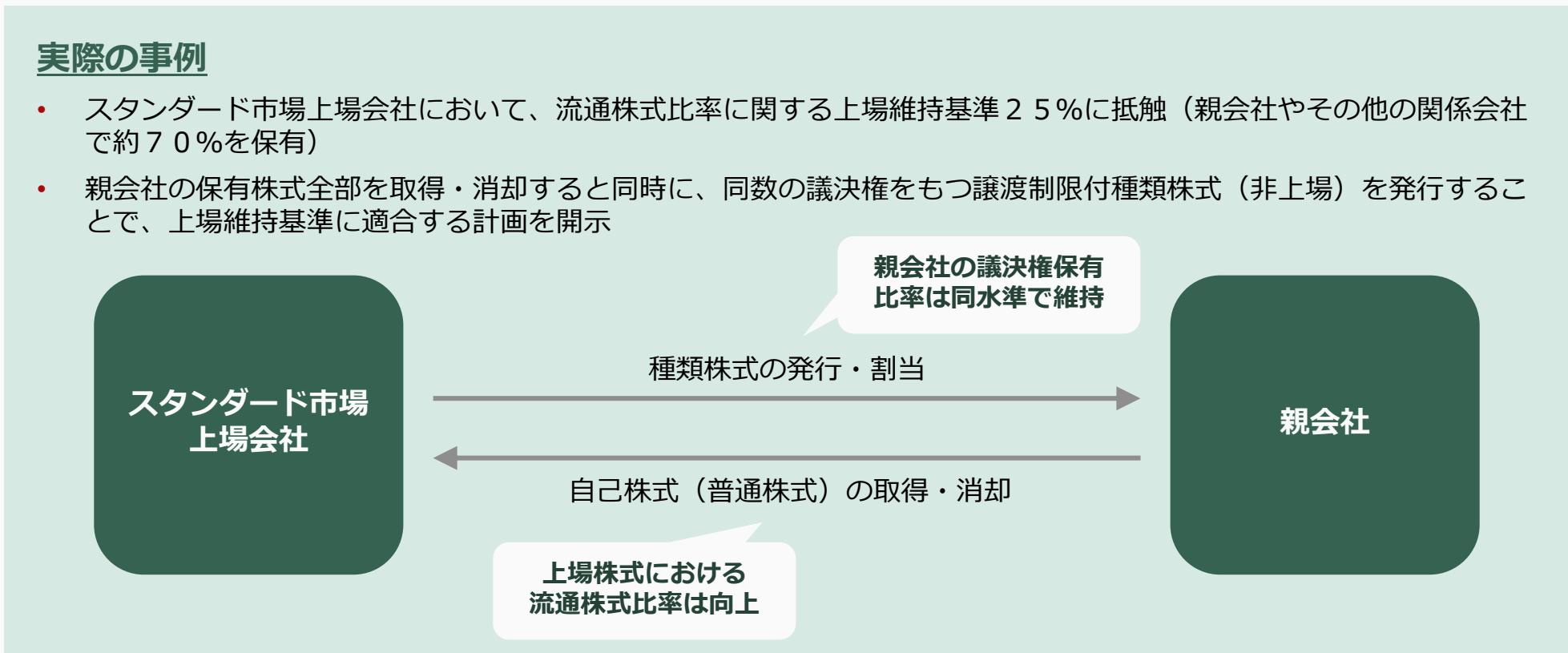
取引所	制度の概要
アメリカ (NYSE)	<ul style="list-style-type: none">IPO時に従事していなかった又は重要でなかった事業分野へ主要事業を変更した場合、上場適格性を再審査（2024年7月に導入） ※ 企業が当初の上場時に変更後の事業に従事していた場合に上場を受け入れていたかどうかという観点から実質審査（形式基準は対象外）、上場適格性がないと判断された場合は上場廃止（当該規定による上場廃止は限定的である旨を強調）他社の株式や資産の取得を目的とする第三者割当等については、有利発行でなくても、発行前の議決権または株式数の20%以上に相当する場合に、株主による承認が求められる（NASDAQも同様の制度あり）
オーストラリア (ASX)	<ul style="list-style-type: none">事業内容や規模に重大な変更がある場合について、ASXが必要と認めたときは、株主による承認や新規上場と同様の申請・審査手続き（事業の性質が完全に変わる場合や逆買収等が対象）を求めることができる ※ 変更後の事業が上場会社として適切か審査、上場会社として適切でないと判断された場合は上場廃止

1 – ② 流通株式比率基準における問題

- 東証では、流通株式比率に関する新規上場基準・上場維持基準を設けているが、最近において、**親会社から普通株式（＝上場株式）を取得・消却、同数の議決権をもつ種類株式（非上場）を発行する**ことで、**流通株式比率基準に適合する事例**が発生
※ 現状制度においては、上場株式における流通株式の比率を計算しており、非上場の種類株式を考慮する設計にはなっていない

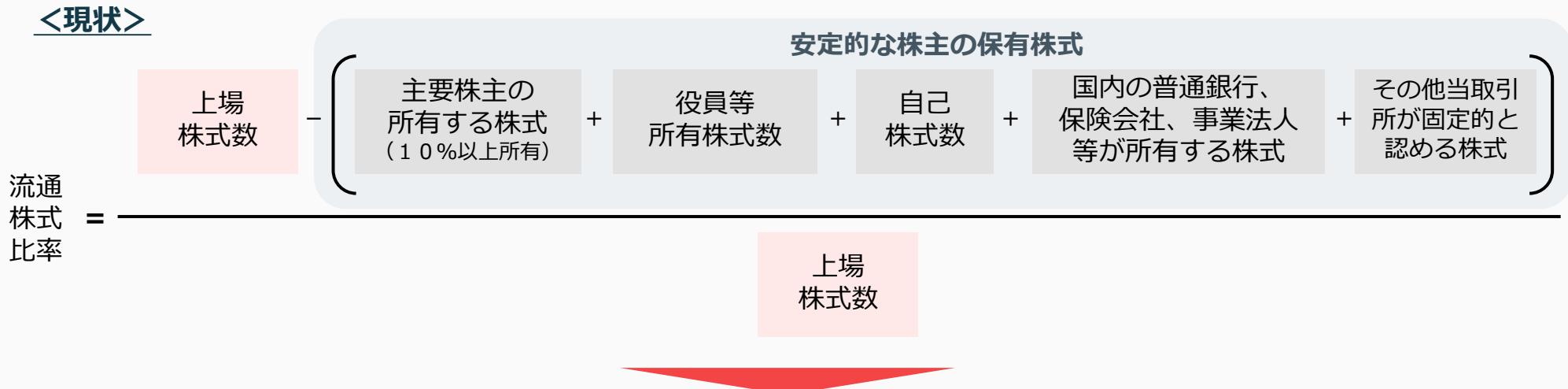
実際の事例

- スタンダード市場上場会社において、流通株式比率に関する上場維持基準 25 %に抵触（親会社やその他の関係会社で約 70 %を保有）
- 親会社の保有株式全部を取得・消却すると同時に、同数の議決権をもつ譲渡制限付種類株式（非上場）を発行することで、上場維持基準に適合する計画を開示

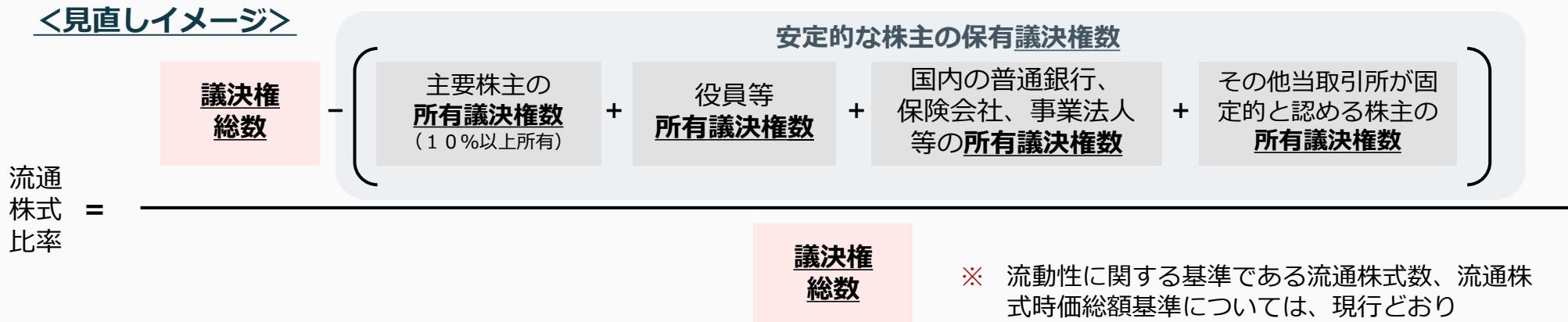


- 流通株式比率基準はガバナンスの基準との位置づけであり、本来は、会社の関係者などの安定株主以外の議決権保有比率を一定程度確保することを求める趣旨
- 今回の事例を踏まえ、流通株式比率の算定方法について、議決権ベースでの計算に見直すことを検討（議決権付種類株式で上場している場合等を除く）

〈現状〉



〈見直しイメージ〉



1 – ③ その他

- 今回取り上げた論点以外にも、投資家保護の観点から問題のある企業行動が明らかとなつた場合には、随時対応を検討していく

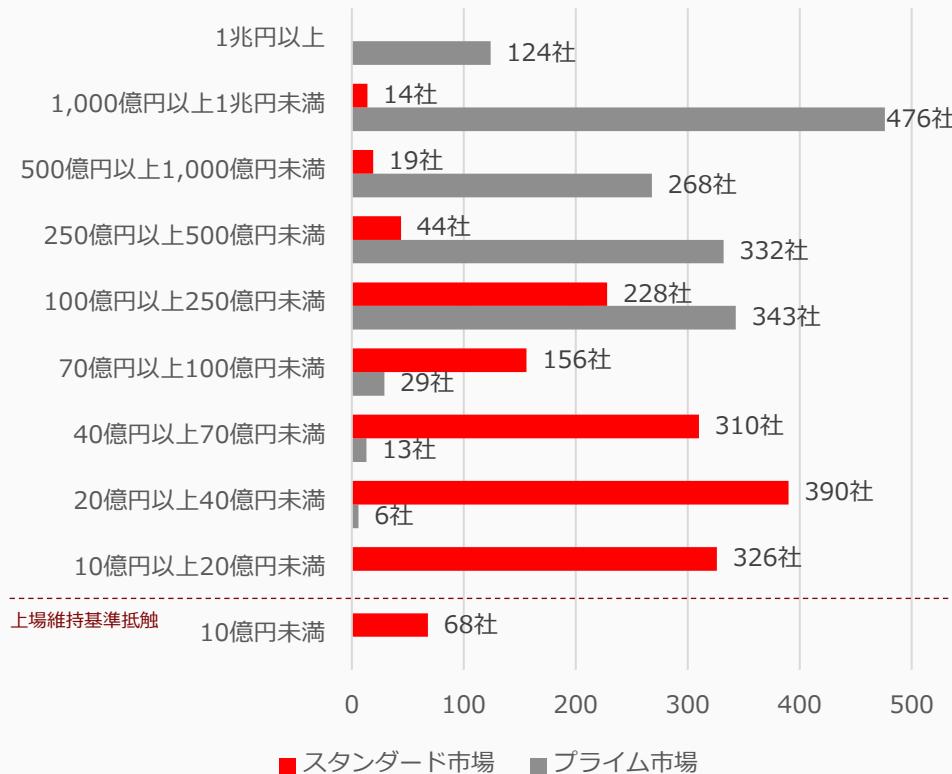
INDEX

-
1. 投資家保護の観点から問題のある企業行動
 - 2. 企業価値向上に取り組む必要性を認識してもらうための環境整備**
 - ① 流動性・公開性の確保**
 - ② オーナー企業（ファミリー企業）
 3. 積極的に企業価値向上へ取組む企業の見える化・サポート
-

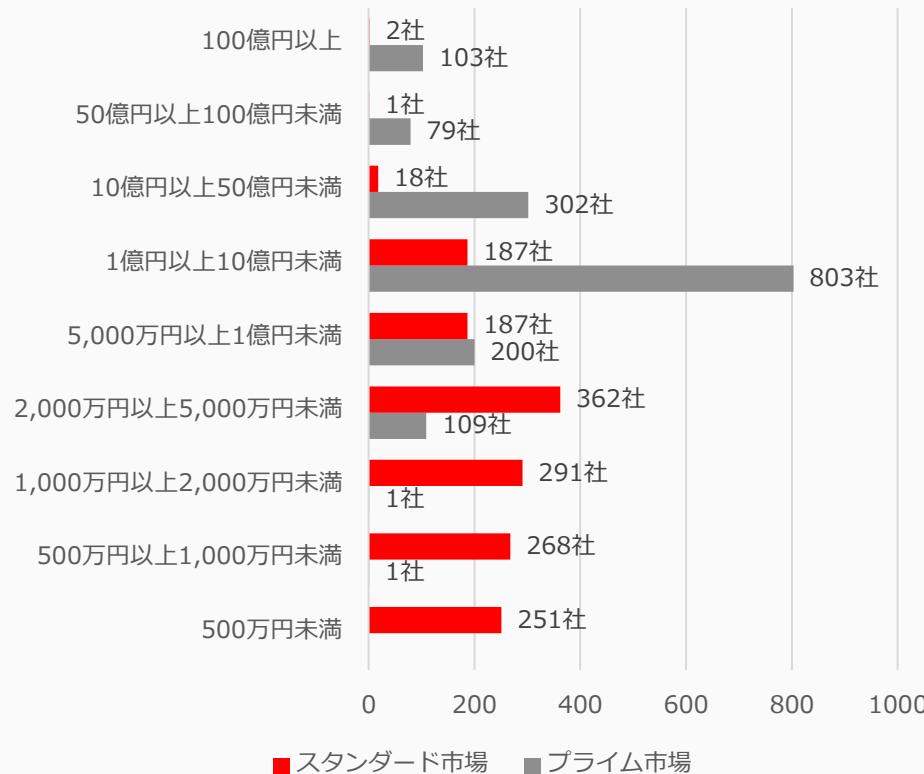
スタンダード市場上場会社の流動性

- スタンダード市場は、プライム市場と比較して、**流通株式時価総額や売買代金が低い銘柄が多い**
 - 中央値は、流通株式時価総額：39億円、1日平均売買代金：1800万円

流通株式時価総額の分布状況



1日平均売買代金の分布状況



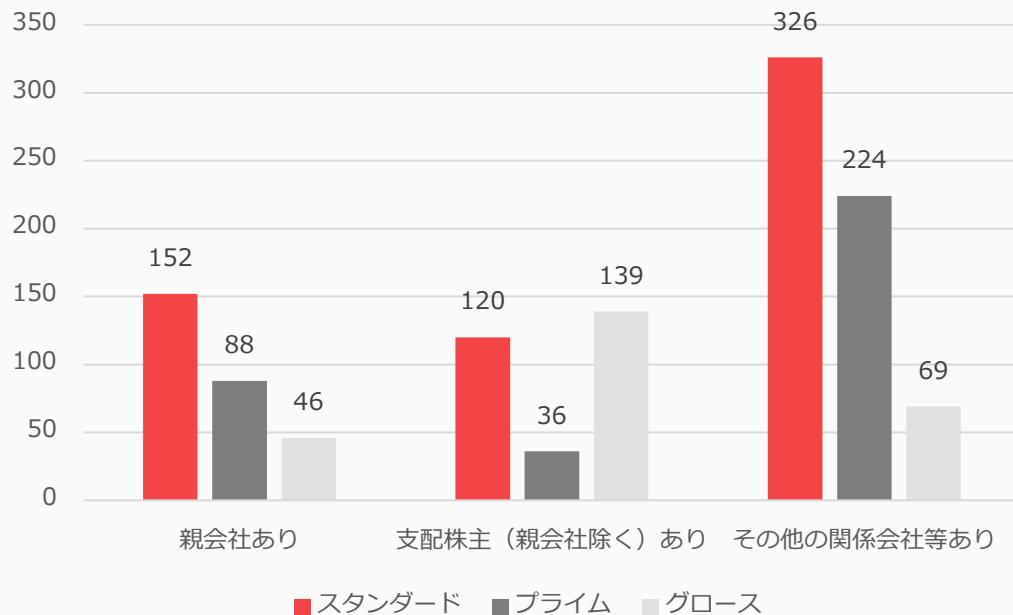
注：2025年12月末時点

注：2025年1月6日から2025年12月30日までの1日平均売買代金

スタンダード市場上場会社の公開性

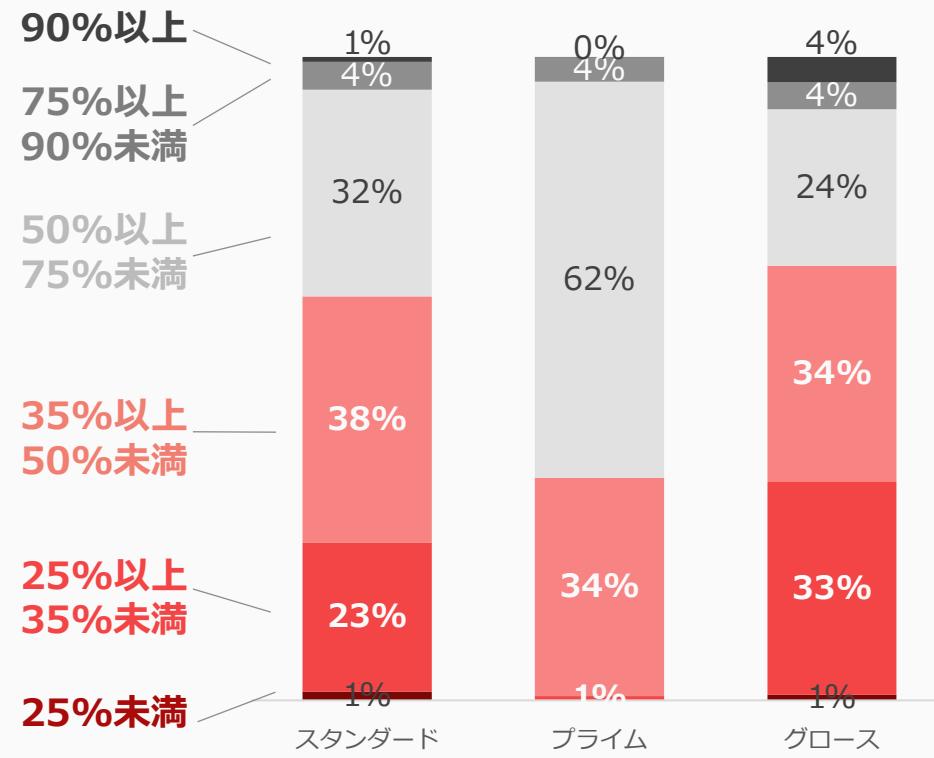
- 親会社やその他の関係会社、オーナー社長や創業家等の**支配株主を有する企業が他の市場と比べて多い**
- 全体としても、政策保有等により、**流通株式比率の低い企業が多い**

親会社等を有する企業の数



出所：親会社、支配株主については、各社のCG報告書をもとに集計
その他の関係会社等については、各社の「支配株主等に関する事項について」の開示
状況をもとに概算（開示を行っている企業のうち、親会社、支配株主を有する企業を
除外）

流通株式比率の分布状況



注：2025年12月末時点

流動性・公開性と開示率

- 流動性（時価総額）が小さい企業では、機関投資家が入りにくいこと（やリソース・体制の不足）などから、資本コストや株価を意識した経営に関する開示率も低い傾向
- 加えて、公開性（流通株式比率）が低い企業については、同水準の流動性（時価総額）の企業と比べても開示率が低く、より投資家の声が届きにくい構造にあると考えられる

資本コストや株価を意識した経営の要請に関する開示率

流通株式比率	時価総額				
	40億円未満	40億円以上 70億円未満	70億円以上 100億円未満	100億円以上 250億円未満	250億円以上
25%未満 ※上場維持基準に抵触	0% n=1	0% n=4	—	13% n=8	38% n=8
25%以上35%未満	29% n=41	32% n=69	40% n=48	43% n=109	66% n=93
35%以上50%未満	33% n=130	47% n=125	49% n=73	58% n=175	75% n=91
50%以上	34% n=144	46% n=117	54% n=71	63% n=173	84% n=74

注：母集団はスタンダード市場上場会社
2025年12月末時点

対応の方向性

- 上場会社として、株主・投資家の目線を意識して企業価値向上に取り組んでもらうための土台として、**流動性（流通株式時価総額）や公開性（流通株式比率）に関する上場基準（新規上場基準・上場維持基準）を引き上げることも考えられる**



- 一方で、スタンダード市場は、3つの市場区分におけるベースとなる市場区分であり、当該市場の上場基準の引き上げは、**東証市場自体の上場のハードルを引き上げることとなることから、慎重な対応が必要**

※ 現状の基準も、2022年の市場区分の再編時に従来の市場区分から引き上げ



- 流動性や公開性に関する上場基準の引き上げは将来的な検討課題としたうえで、まずは流動性や公開性を意識してもらうための啓発や仕掛けを検討していくことが考えられるか

参考：各市場区分の上場基準

項目		プライム市場		スタンダード市場		グロース市場		
	新規上場基準	上場維持基準	新規上場基準	上場維持基準	新規上場基準	上場維持基準		
流動性	株主数	800人以上	800人以上	400人以上	400人以上	150人以上	150人以上	
	流通株式数	2万単位以上	2万単位以上	2,000単位以上	2,000単位以上	1,000単位以上	1,000単位以上	
	流通株式時価総額	100億円以上	100億円以上	10億円以上	10億円以上	5億円以上	5億円以上	
	売買代金	時価総額 250億円以上	平均売買代金 0.2億円以上	—	売買高月平均 10単位以上	—	売買高月平均 10単位以上	
ガバナンス	流通株式比率	35%以上	35%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	
経営成績	収益基盤	最近2年間の利益 合計25億円以上	—	最近1年間の利益が1億円以上	—	—	—	
		売上高100億円かつ時価総額 1,000億円以上						
時価総額		—	—	—	—	—	上場10年経過後40億円以上 (※)	
財政状態		純資産額 50億円以上	純資産額が正であること	純資産額が正であること	純資産額が正であること	—	純資産額が正であること	

※ 2030年3月1日より、上場5年経過後100億円に見直し

参考：流動性に関する新規上場基準の海外比較

項目	東証 スタンダード 市場	N Y S E	N A S D A Q Global Market	ロンドン ESCC	H K E X Mainboard	S G X Mainboard
株主数	4 0 0 人	4 0 0 人	4 0 0 人	N A	3 0 0 人	5 0 0 人
流通株式数	2 0 万 株	1 1 0 万 株	1 1 0 万 株	N A	N A	N A
流通株式 時価総額	1 0 億 円	約 6 0 億 円 (4000万ドル)	約 2 3 億 円 ～ 3 0 億 円 (1500万ドル ～ 2000万ドル)	N A	約 2 5 億 円 (1.25億香港ドル)	N A
流通株式 比率 (%)	2 5 %	N A	N A	1 0 %	1 0 ～ 2 5 %	1 2 ～ 2 5 %

参考：流動性に関する上場維持基準の海外比較

項目	東証 スタンダード 市場	N Y S E	N A S D A Q Global Market	ロンドン ESCC	H K E X Mainboard	S G X Mainboard
株主数	400人	400人 または 1200人かつ月平均取引高10万株 または 60万株	400人	N A	N A	N A
流通株式数	20万株		75万株 ～110万株	N A	N A	N A
流通株式時価総額	10億円	N A	約7億円～ 23億円 (500万ドル ～1500万ドル)	N A	25% または 10%以上かつ約200億円(10億香港ドル)	N A
流通株式比率(%)	25%	N A	N A	10%		10%

※ NYSEやNASDAQは選択する基準によって基準の組み合わせや水準が異なる

INDEX

-
1. 投資家保護の観点から問題のある企業行動
 - 2. 企業価値向上に取り組む必要性を認識してもらうための環境整備**
 - ① 流動性（公開性）の確保
 - ② オーナー企業（ファミリー企業）**
 3. 積極的に企業価値向上へ取組む企業の見える化・サポート
-

オーナー企業（ファミリー企業）の数

- スタンダード市場中心に、オーナー企業（ファミリー企業）に該当する上場会社が相当程度存在
 - オーナーや創業家などの個人株主が、議決権の過半数を有するケースも

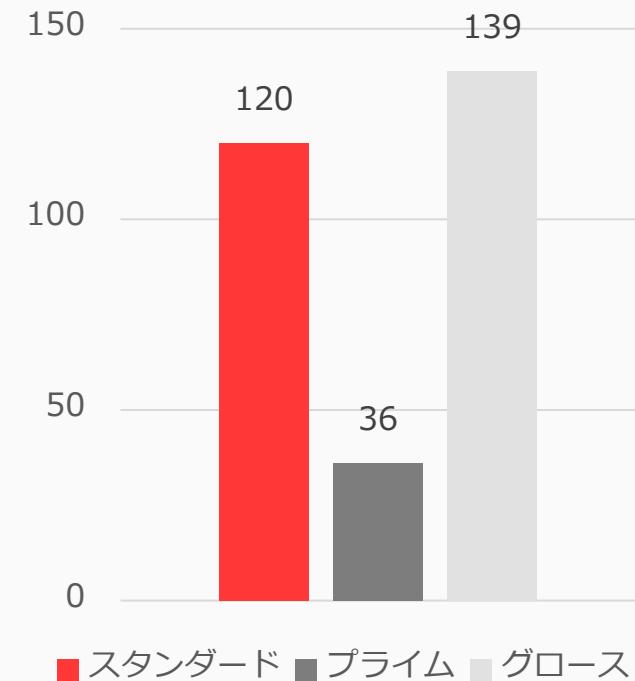
上場会社におけるオーナー企業（ファミリー企業）の数

	企業数	うちオーナー企業 (ファミリー企業) の数	比率
スタンダード市場	1558	850	55%
プライム市場	1601	561	35%
グロース市場	602	406	67%
合計	3761	1817	48%

注：上場企業を対象に「代表者（社長）」「会長」の苗字（もしくは氏名）が、有価証券報告書（半期報告書含む）中の大株主情報に含まれるケースを機械的に判別。企業数は2025年7月28日時点のSPEEDA「国内上場企業」リストの中から、2023年9月30日時点SPEEDA「オーナー企業リスト」を参照し作成。2023年10月以降の新規上場や各社の株主構成の変更は反映されていない点に留意

出所：SPEEDAより、みずほ信託銀行資料コンサルティング部が作成した資料を東証にて加工

支配株主（親会社以外）
を有する上場会社の数



出所：各社のCG報告書をもとに集計

オーナー企業（ファミリー企業）に関する投資家の声①

- 国内外の機関投資家からは、**オーナー（創業家）の推進力**により、高い収益性や市場評価を達成している事例が存在する一方で、成長よりも継続が重視されるといった一般株主の目線とのズレが存在するとの指摘
- また、**独立社外取締役の実効性**への懸念や、そもそも、**創業家による経営関与の有無等の実態が不透明**であるとの意見も

オーナー企業（ファミリー企業）の強み

- 支配株主を有するファミリー企業のパフォーマンスは、必ずしも他の企業と比較して悪いわけではない。経営者が、**迅速な意思決定**により**長期的な株主利益**を追求している事例は存在。（信託銀行）
- オーナー企業の中にも、**投資家との対話を重視し、株主・投資家の目線を意識した経営**を実施しあげている事例が見られる。こうした企業では、**オーナー・創業家の強い推進力**といったオーナー企業の強みを生かし、**企業価値や資本収益性を大きく向上**させている（国内投資家）

株主・投資家に対する意識が希薄

- ファミリー企業特有の問題は、**会社の持続的成長や株価の上昇よりも、ファミリー存続が重要視される点。**結果的に新しい挑戦や変革が起こりにくい（海外投資家）
- オーナー企業の場合、自分の税金が増えるため増配したくない、相続税が上場株式の株価に紐づくため株価を上げたくないという声も聞かれる。**そもそも企業価値をあげよう**ということに関心が向いておらず、**少数株主との利益相反**が生じている企業もある（信託銀行）
- 個人で株式や美術品を保有すると相続時に大変なので法人として保有するなど、**会社がファミリーの存続・繁栄のために使われてしまう事例も**（海外投資家）
- オーナー企業の一部は、**フェアディスクロージャー**を言い訳に、依然として対話に応じない（海外投資家）

オーナー企業（ファミリー企業）に関する投資家の声②

独立社外取締役の実効性への懸念

- オーナーの友人など、経営に関心のない社外取締役が就任している事例も多く、独立社外取締役が機能していない懸念がある（海外投資家）
- 社外取締役の独立性向上が重要。独立社外取締役の選任に際してマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を求めることが有用。そこまでは難しいとしても、少数株主の賛否率の開示を求めるべき（海外投資家）

創業家との関係性が不透明

- オーナーである創業家がどう経営に関わっているのかについて、投資者にとって重要な情報であるが、開示等からは分からぬケースが多い。創業家との人的関係・資本関係・経営関与の有無などは、きちんと説明されるべき。特に、創業家が取締役になっていない場合などについては、実態が分かりにくい（国内機関投資家）

参考：投資家の目線との乖離

- オーナー（ファミリー）の価値観や意向が尊重されやすく、投資家の目線と乖離する場合も

オーナー企業（ファミリー企業）において投資家目線との乖離が生じやすいポイント

分類	企業価値向上に向けた改善点	投資家目線との乖離が生じやすいポイント
事業	P/L・事業戦略の改善	<ul style="list-style-type: none">✓ ファミリーの想いを優先（思い入れの強い特定の事業に執着する等）✓ 資本市場の目線（成長性、収益性、資本効率性等）では、経済合理性を欠くような事業上の意思決定がされる場合あり
財務	B/S・資本配賦の改善	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業の短期的な成長よりも、その維持や継続を重視✓ 事業継続リスクに備えるために、通常の上場企業以上にバランスシートに余剰資産を保有する✓ 資本収益性への意識に遅れ
コーポレートガバナンス	経営体制やガバナンスの改善	<ul style="list-style-type: none">✓ 企業の所有者・オーナーであるという意識が強い✓ 関連当事者取引等において、一般株主の利益よりもファミリーの利益を優先する懸念

(出所) 旬刊商事法務(2393号)「コーポレートガバナンスに関する上場ファミリービジネス固有の論点とアクティビスト対応」より東証作成

参考：現状の開示制度

- 有価証券報告書において、財務諸表中に「関連当事者との取引に関する注記」として、**関連当事者との取引状況の記載が求められる**
- また、支配株主を有する場合には、コーポレート・ガバナンスに関する報告書等において、**支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策等の開示が必要**
※ 取引関係が中心であり、その他の**オーナー・創業家等との関係性や、経営関与の有無についての開示は求めていない**

コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領

I 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主を有する会社は、以下に掲げる者と取引を行う場合における、少数株主保護の方策に関する指針を具体的に記載してください。

- ① 親会社
- ② 支配株主（親会社を除く）
- ③ ②の近親者、
- ④ ②及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

※ 少数株主保護の方策に関する指針については、支配株主がその影響力をを利用して、支配株主又は上記③④を利用する取引を行うことにより、会社ひいては少数株主を害することを防止することを目的とした、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用等について具体的に記載してください。

※ なお、記載された指針に定める方策の履行状況については、支配株主等に関する事項の開示(上場規程第411条、同施行規則第412条)の一部として、事業年度経過後3か月以内に開示することが求められますので注意してください。（一部省略）

参考：独立社外取締役の選任状況等

- ガバナンスの面では、2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂も踏まえ、独立社外取締役の選任や特別委員会の設置が一定程度が進展

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
補充原則4-8③	支配株主を有する上場会社は、支配株主から独立した社外取締役を3分の1以上（プライムは過半数）選任するか、または、利益相反となる重要取引・行為を審議する独立社外取締役等で構成する特別委員会を設置すべき。	91.3%	73.9%

(2024年7月12日時点)

(注) 支配株主を有する上場会社を分母として算出

支配株主を有する企業における独立社外取締役の選任状況等

	企業数	(参考) 特別委員会の設置に言及	選任状況			参考
			プライム市場	スタンダード市場	グロース市場	
<u>支配株主を有する企業</u>	572社	144社	122社	267社	183社	1,622社
うち独立社外取締役が過半	105社 (18.4%)	26社 (P : 21, S : 3, G : 2)	49社 (40.2%)	25社 (9.4%)	31社 (16.9%)	425社 (26.2%)
うち3分の1以上2分の1以下	321社 (56.1%)	97社 (P : 57, S : 33, G : 7)	71社 (58.2%)	156社 (58.4%)	94社 (51.4%)	1,177社 (72.6%)
うち3分の1未満	146社 (25.5%)	21社 (P : -, S : 19, G : 2)	2社 (1.6%)	86社 (32.2%)	58社 (31.7%)	14社 (0.9%)

(2025年7月14日時点)

出所：各社のコーポレートガバナンスに関する報告書をもとに東証集計

- オーナー企業（ファミリー企業）に関しては、上場会社とオーナー（創業家）との関係が不透明との意見との意見もあることから、**平時から**

- ✓ **オーナー・創業家との関係**（資本関係、人的関係（役員・従業員への登用）等）
- ✓ **経営関与の有無**（役員としての関与、定期的な報告、株主としての関係のみ等）

などについての開示を求めていくことで、少数株主との対話や、在り方の検討に繋げていくことが考えられるか。

上記以外で開示の推進が必要と考えられる点や、その他必要な取組みはあるか

- なお、**40%以上の大株主（オーナーなどの個人株主も対象）が存在する上場会社**に対しては、経営陣に対して、上場会社として少数株主を意識した経営を促すとともに、経営陣を監督する独立社外取締役の独立性・実効性が確保する観点から、**取締役選任議案に関する少数株主の賛否割合の開示の義務化等**を検討中（⇒資料5参照）

INDEX

1. 投資家保護の観点から問題のある企業行動
2. 企業価値向上に取り組む必要性を認識してもらうための環境整備
- 3. 積極的に企業価値向上へ取組む企業の見える化・サポート**

対応の方向性

- スタンダード市場においても、着実に、株主・投資家の目線を踏まえ、積極的に企業価値向上に取り組む企業が増え始めているところ
 - 昨年末に公表した「資本コストや株価を意識した経営」の事例集（2025年版）でも、スタンダード市場からも12社を掲載
- こうした企業が埋もれることなく、投資家から適切に評価される環境を整備する観点から、**ポジティブな取組みが見られる企業をハイライトして見える化していくことを検討**（⇒資料1参照）
- あわせて、株主・投資家の目線を踏まえ、積極的に企業価値向上に取り組む企業をより増やしていく観点から、
 - 検討・実行に課題のある企業のサポート（⇒30ページ参照）
 - 新たにスタンダード市場等へIPOする企業において、取組みの必要性を認識してもらうための対応（⇒31ページ参照）

を継続的に実施していく

参考：「資本コストや株価を意識した経営」の事例集（スタンダード市場編）

- 昨年末に公表した「資本コストや株価を意識した経営」の事例集（2025年版）でも、スタンダード市場からも12社を掲載

資料5

事例集 スタンダード市場編

東京証券取引所
2024年 2月 1日 初版
2025年 11月〇〇日 改訂

JPX
JAPAN EXCHANGE GROUP

本資料は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を検討中の上場会社の皆様に検討の参考にしていただくとともに、既に開示済の上場会社の皆様にも今後のアップデートの参考としていただくことを目的として、国内外の多くの投資家との面談に基づき、投資者が企業に期待している取組みのポイントが押さえられていると投資者が一定の評価をしているスタンダード市場上場会社の取組みの事例を取りまとめたものです。

※ 2024年2月に公表した初版から、最近の投資者からのフィードバック等を踏まえて、新たなポイントや事例等を追加しています。
※ 本資料に掲載している事例は、資本コストや株価を意識した経営に取り組む上場会社における検討の参考としていただくため、情報提供のみを目的として取り上げているものであり、特定の銘柄に関する投資勧誘など、それ以外の目的で掲載するものではありません。

© 2024 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

Index

#	ページ番号	コード	銘柄名	業種	掲載ステータス (※)	本事例集で取り上げている対応のポイント				I. 現状分析・評価			
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	2 ページ	2003	日東富士粉	食料品	新規	投資者の現状認識の視点(リスク)	株主・投資家資源の資本コスト	中長期的な成長戦略の実現・経営陣・取締役・投資家の実績	目標設定や	投資者の現状認識の視点(リスク)	株主・投資家資源の資本コスト	中長期的な成長戦略の実現・経営陣・取締役・投資家の実績	
2	3 ページ	2216	カシコ	食料品	新規	点から資本の力を最大限活用	シート効率の明確化	費用の配分を低減させ	企業価値の向上	取締役会が主導の現行性に	投資の実績	目標設定や	
3	5 ページ	2469	ヒビノ	サービス業	新規	コストを捉えて多角的に	革新的な感覚をもった目	を実現した	といふ意	のインセ	組み分け	組み分け	
4	7 ページ	3538	ワイルドスホールディングス	小売業	新規	分析・評議	していき	の設定を行	組み分け	組み分け	組み分け	組み分け	
5	9 ページ	6023	ダイハツディーゼル	輸送用機器	新規	する	るか決算す	る	るか決算す	る	組みを行	組みを行	
6	10 ページ	6246	テクスマート	機械	継続	する	るか決算す	る	るか決算す	る	する	する	
7	12 ページ	7305	新家工業	鉄鋼	新規	する	るか決算す	る	るか決算す	る	する	する	
8	14 ページ	7425	初穂商事	卸売業	新規	する	るか決算す	る	るか決算す	る	する	する	
9	16 ページ	7451	三美食品	卸売業	新規	する	るか決算す	る	るか決算す	る	する	する	
10	19 ページ	7646	P L A N T	小売業	継続	する	るか決算す	る	るか決算す	る	する	する	
11	20 ページ	8596	九州リースサービス	その他の金融業	新規	する	るか決算す	る	るか決算す	る	する	する	
12	22 ページ	8789	フィンテック	グローバル	その他の金融業	継続	する	るか決算す	る	るか決算す	る	する	
13	25 ページ	9913	日邦産業	卸売業	新規	する	るか決算す	る	るか決算す	る	する	する	

(参考) ポイント毎の掲載企業数 4社 6社 3社 1社 5社 3社 2社 3社 1社 1社 1社 0社

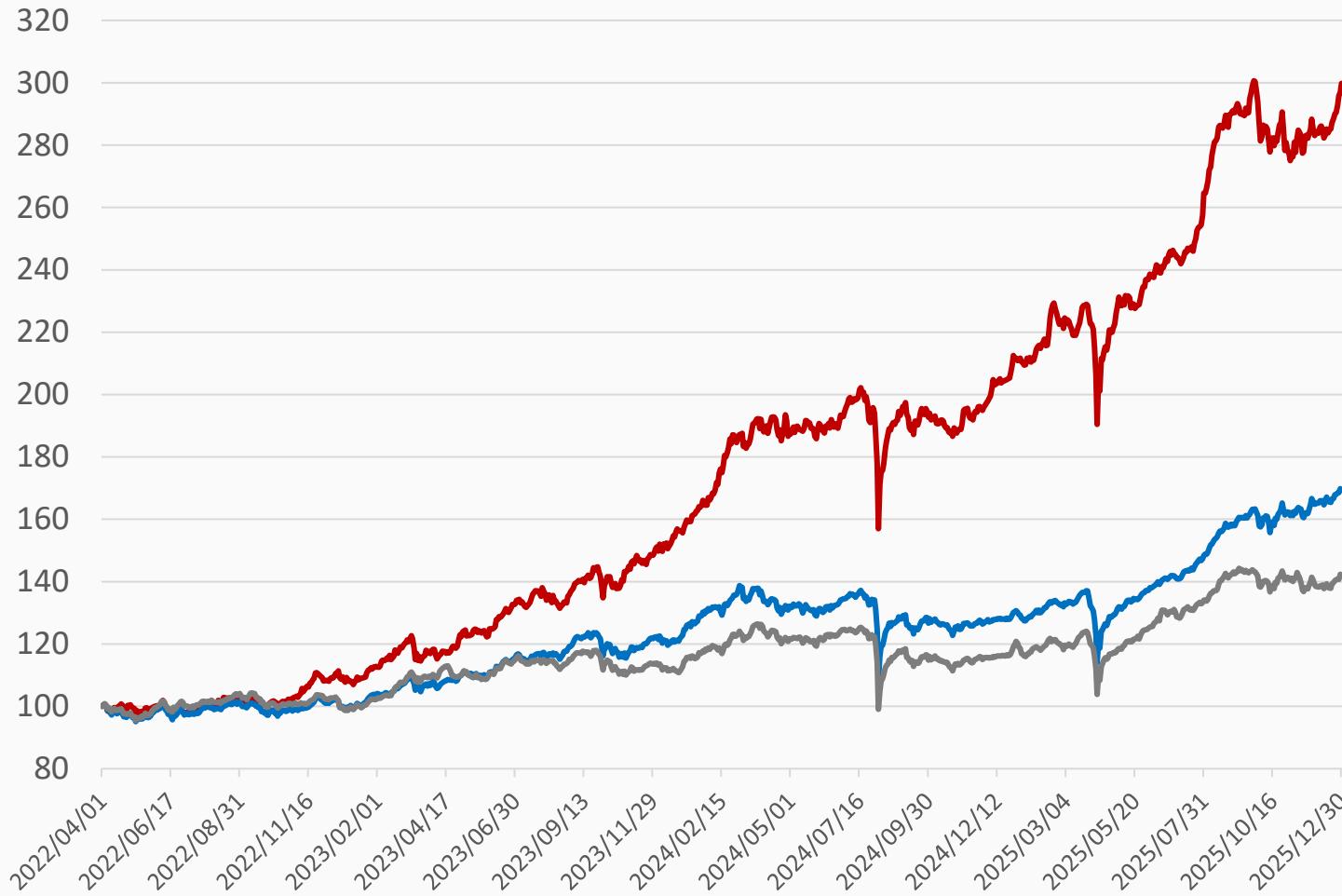
※ 継続掲載の企業について、開示資料にアップデートがあった場合は、当該アップデートを反映しています。



現状分析や課題把握、その後の目標設定・取組みの検討など、投資家が期待する取組みを、
プライム市場の同規模の企業と比べても遜色な水準で、丁寧に進める企業が増加

資料掲載先 (JPXグループ ウェブサイト) : <https://www.jpx.co.jp/news/1020/20251226-01.html>

参考：市場改革後の株価推移（スタンダード市場）



事例集掲載企業 : +200%
(n = 20)

開示済 : +69%
(n = 756)

検討中 and 未開示 : +42%
(n = 791)

※ 2022/4/1時点の株価を100に換算し、分類ごとの株価推移を試算（等ウエイト）

※ 開示のステータスは2025/11/30時点

※ 対象企業は2025/12/31時点に上場している企業

参考：企業へのサポート施策

- 検討・実行に課題のある企業などを対象に、課題解決に向けた企業の取組み事例の紹介や、機関投資家とのコミュニケーション機会の提供、経営者向けの啓発活動などのサポートを継続的に実施

企業向けのサポートの概要

課題解決に向けた企業の取組み事例 (2025年12月公表)

- 多くの企業が直面する課題を乗り越えた企業の取組みとして、6社の事例を紹介

はじめに～本事例集の目的と活用方法～

本事例集の目的

- 本件開催時に、上場企業が「資本コストや株価を意識した経営」を推進する際に直面する課題の解決に向け、実際に実績を取り入れた企業の取組み事例をまとめました。
- 上場企業の経営層・IR担当者・企画部門等の皆様が、自社の課題解決や具体的なアプローチのヒントを得るための参考資料として活用していただきたいことを目向けています。

活用方法

- 2ページの目次で、各事例と主な課題との紐づけを示していますので、自社の課題に近い事例からご覧ください。

(参考) 企業から寄せられる主な課題の声

① 社内の組織改革・意識改革	② 資本コストの把握・活用
経営層・取締役会において、組織改革や意識改革が希薄で、組織的効率性がない	CAPM等の資本コストを理解しているのか、理解力が低い
事業部門などでは、マネジメントの意識が希薄で、会社全体への意識は実現している	資本コストは理解しているが、投資判断や投資資源配分など、経営判断に活用できていない
③ 中長期的な資本政策の策定	投資家に評価される情報開示
成長期・株主還元・内部留保のバランスをどう取扱うかよくわからない、判断基準や投資家の見解が分かららない	権利行使の透明度や透明感が、投資家の判断に反映されているか確認できず、透明に説明する
財務杠杆などは、経営企画や事業部門など、開拓する部署が多く、調整が難しい	取締役や最高責任者について、投資家に納得感を与えるストーリー構造が難しい

© 2025 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates

機関投資家との対話イベントの開催 (継続実施)

- IR活動の準備として、機関投資家について理解を深めてもらうための対話イベントを、全国の都市で開催



経営者向けの啓発活動 (継続実施)

- 資本コストや株価を意識した経営の要請等の取組みの趣旨について、東証社長から経営者等に対して説明するセミナー・個別面談等を開催



参考：IPO企業への対応

- スタンダード市場等へIPOする企業においても、上場前から資本コストや株価を意識した経営等の取組みの必要性を認識したうえで、IPO直後からスムーズに取り組んでもらえるよう、上場審査における対応や、上場準備会社への啓発などを実施

具体的な施策

上場審査における対応

資本コストや株価を意識した経営

- 社長（CEO）面談において、上場後の取組みの方針などを確認
- 独立役員面談においても、これらに関する経営者の意識や準備状況に関する評価を確認
 - 上場審査上の質問項目として明示・周知【2025年12月～】

IR体制の整備

- IR体制の整備が義務化されたことを踏まえ、上場時の審査項目に、IR体制が整備されているかどうかを追加【2025年7月～】
 - 上場後のIRや株主との対話の方針についても確認

上場準備会社への啓発

新規上場ガイドブック等

- 上場会社としての責務に関して、上場準備会社向けのガイドブックやウェブサイト等でも周知【順次実施】

セミナー

- 上場準備会社向けにも、資本コストや株価を意識した経営やIR体制・活動等に関するセミナー等を配信【順次実施】